

流山市こども計画

～こども・若者とっいっしょのまちづくり～

『こどもまんなか にこにこプラン』

-こども^{ばん}版-



流山市
Nagareyama City

ながれやまし けいかく め ざ I 流山市こども計画で目指すこと

すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え
こどもの権利を保障するための取組を進め
こどもにやさしいまちづくりの実現を目指します



ながれやまし
流山市は、こどもの心豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、こどもがどんな状況にあ
っても大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して
生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指して、令和7年度か
ら令和11年度までの5年間の「流山市こども計画」をつくりました。

けいかく たいしょう
計画の対象となるのは、こども・若者や妊娠中の方、子育て家庭が対象です。こども・
若者は、0歳からだいたい29歳までの方が対象です。

2 こどもにやさしいまちづくりを実現するために

ながれやまし 流山市が「こどもにやさしいまちづくり」を実現するには、^{おとな}大人だけでなく、こどもや^{わかもの}若者のみなさんの^{きょうりよく}協力が必要です。これから、「こどもにやさしいまちづくり」の^{じつげん}実現のために、こどもや^{わかもの}若者のみなさんに^{いけん}意見をきいたり、イベントを^{かいさい}開催したりしますので、ぜひみなさん^{さんか}参加してください！



コラム

こどもや若者、子育て当事者の声をきくこと

ながれやまし 流山市^{けいかく}こども計画をつくるために、たくさんのこどもや^{わかもの}若者、^{ほごしや}保護者の方、^{かんけい}関係団体の方々にアンケートやヒアリングで、^{はなし}お話をききました。

こどもたちからは^{あそ}遊び場所に関する^{こえ}声があったり、^{わかもの}若者からは、^{そうだんさき}相談先に関する^{こえ}声があったりと、たくさんの^{いけん}意見をいただきました。

そうしたみなさんからの^{いけん}意見をもとに、^{げんざい}現在の^{ながれやまし}流山市の^{かだい}課題について^{かんが}考え、^{ながれやまし}流山市^{けいかく}こども計画をつくりました。



3 こどもの権利ってなに？



そもそも、権利ってなに？

あらゆる人に、生まれながらに、「人権」、つまり「人としての尊厳※が守られ、幸せに生きるために必要な権利」があります。大人にも子どもにも、先生にも児童にも生徒にも、おうちの人にも、地域のひとにも、みんなに人権があります。



※一人ひとりが大切に、お互いの意見を尊重し、その存在を認め合うこと。



こどもの権利って？

子どもたちのもつ様々な権利は、「子どもの権利条約」という条約で国際的に守るべきものとして決められています。この条約では、子ども（18歳未満）を、権利をもつ主体と位置付け、大人と同じく、ひとりの人間としてもっている権利を認めています。さらに、大人へと成長する途中にあり、弱い立場にある子どもたちには保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。子どもの権利条約には、次の4つの原則があります。

いのち まも せいちょう 命を守られ成長できること

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



こ もっと 子どもにとって最もよいこと

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



いけん ひょうめい さんか 意見を表明し参加できること

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



さべつ 差別のないこと

すべての子どもは、子ども自身や親の人権や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



子どもの権利条約では、このほかにも子どもの権利に関することを定めています。

4 具体的にどんなことに取り組むの？

ながれやまし けいかく と く ないよう つぎ
流山市こども計画で取り組む内容は次のとおりです。

こどもにやさしいまちづくりを実現するために、6つの目標を決めて様々な取組を進めます。

基本目標 1

こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援

こどもの権利の大切さを、たくさんの人に広めます

- こどもの権利について知ってもらうためのワークショップを開催します。
- こどもに関わる様々な人に、こどもの権利について知ってもらうための研修をします。

こどもや若者が自由に意見を言うことができる環境をつくれます

- 小学生と中学生が流山市に対して意見を言える
「流山市こども会議」を設置します。
- 高校生と大学生がよりよいまちづくりのために意見を
出しあい、流山市に提案することができる取組をします。



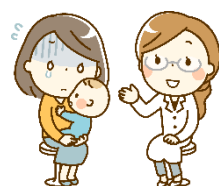
こどもたちが安心して過ごせる居場所をつくったり、さまざまな学びや体験ができるようにします

- 児童館・児童センターなどのこどもの居場所をこどもたちが
安心して過ごせるように運営します。
- 若者が気軽に立ち寄れて、自由に過ごすことができる居場所を新しくつくります。
- 学校や公民館、博物館でこどもの体験学習の機会をつくれます。



いじめや児童虐待といったこどもの権利侵害から守ります

- こどもに関わるたくさんの関係者が協力して、児童虐待からこどもを守ります。
- いじめや不登校についてさまざまな方法で相談できるようにします。
- こどもの権利侵害についてこども自身が相談できる相談先を
新しくつくることを考えます。



安心して出産や子育てができるようにします

- ・安心して出産・子育てができるようさまざまな取組をします。
- ・こどもと保護者が健康な生活を送れるようにサポートします。
- ・安心して子育てができるように集う場や相談先を充実します。
- ・子育てにかかるお金の負担を軽くします。



生活に困っている家庭やひとり親家庭をサポートします

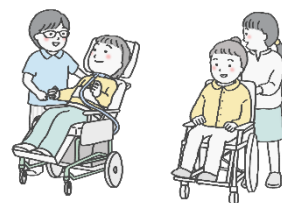
- ・ヤングケアラー※のこどもをサポートするための相談体制を充実します。
- ・ひとり親家庭のお金の負担を軽くし、安定した生活が送れるようにサポートします。



※本来大人が行う家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと

こどもの発達や成長に応じたサポートをします

- ・発達に課題や障害があるこどもとその家族が安心して生活できるためのさまざまな取組をします。
- ・特別な支援が必要なこども一人ひとりの個性や能力を伸ばすために、教育を充実します。



基本目標 3

こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実

保育施設や学童クラブを充実します

- ・必要な場所に保育施設や学童クラブを整備します。
- ・送迎保育ステーションや病気のこどもを一時的に預かる施設などのサービスを充実します。



保育施設や学童クラブでこどもが安心して過ごせるための環境づくりを進めます

- ・保育施設や学童クラブで働く人の給与を充実したり、研修を行ったりします。
- ・幼稚園や保育施設などから小学校へつながりのある教育や環境づくりを進めます。

教育環境を充実します

- ・こどもの権利について、学校の授業で学ぶ機会をつくれます。
- ・こどものさまざまな体験活動や学びの機会を充実します。

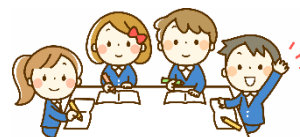


基本目標 4

すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援

こどもや若者が健やかに育つための環境づくりを進めます

- ・こどもや若者が地域の活動に参加する機会をつくれます。
- ・若者が活動できたり、交流できる施設や居場所を増やします。



生きづらさを感じている若者をサポートします

- ・悩みをもつ若者とその家族が相談できる体制を充実します。
- ・若者が抱える悩みや困りごとについて、さまざまな関係者が協力してサポートします。



基本目標 5

こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり

地域でのこどもや子育てに関する活動を推進します

- ・こどもや子育てに関する活動をしている団体をサポートします。
- ・地域のさまざまな活動を通じて、子育て支援のネットワークを強化します。



こどもや子育て世帯にやさしいまちづくりをします

- ・こどもが利用しやすい公園や遊び場を整備・充実します。
- ・安心して通学できるために登下校の見守りをします。
- ・こどもや若者の非行を防止し、犯罪にまきこまれない環境づくりを進めます。



子育てと仕事の両立がしやすい環境づくりを進めます

- ・夫婦がいっしょに協力して子育てができるような環境づくりを進めます。
- ・子育て世帯がさまざまな働き方ができるようにサポートします。

基本目標 6

こどもの権利を守る仕組みづくり

こどもの権利を守る視点で、さまざまな取組について考えます

- ・こどもの権利の視点からこどもや子育てに関するさまざまな取組について、考える会議を新しくつくります。
- ・デジタル技術を活用して、より多くのこどもや若者の意見をきく仕組みづくりを進めます。



5 計画の実現に向けて

計画の実現に向けて、流山市は次の3つのことに取り組みます。

その1

「流山市こども会議」などのさまざまな場や方法で、こどもや若者のみなさんの意見をきいて、その意見が反映されるように努力します。



その2

市役所の職員や地域の大人たちが協力して、こどもにやさしいまちづくりの実現に向けたさまざまな取組をします。



その3

定期的に計画の取組がきちんと進められているか確認をします。
その内容は流山市のホームページに公開します。



6 もっとくわしく知りたい人は

流山市こども計画についてもっとくわしく

流山市こども計画について、もっとくわしく知りたい人は、本編を流山市のホームページに掲載していますので、チェックしてみてください。

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1007116/1007428/1048856>

(流山市こども計画 流山市ホームページ)



子どもの権利条約についてもっとくわしく

子どもの権利条約について、もっとくわしく知りたい人は、ユニセフのホームページをチェックしてみてください。

<https://www.unicef.or.jp/crc/kodomo/>

(子ども向け学習サイト 日本ユニセフ協会)



7 「こどもにやさしいまち」ってなに？



流山市が目指している「こどもにやさしいまち」とは、こどもの最善の利益※のため、子どもの権利条約（3ページ）に定められたこどもの権利を守るために、国際的に国や地方自治体と取り組み、共通して次のことをこどもに保障しているまちのことで、ユニセフが進めています。

※こどもにとって最もよいこと。

「こどもにやさしいまち」

- ①子どもがまちについての決定に影響を及ぼせる
- ②自分たちが望むまちのあり方について子どもが意見を表明できる
- ③子どもが家庭・コミュニティ・社会生活に参加できる
- ④子どもが保健ケア・教育・住居といった基本的サービスをうけられる
- ⑤子どもが安全な水を飲み、適切な衛生設備にアクセスできる
- ⑥子どもが搾取※1・暴力・虐待から保護される
- ⑦子どもだけで道を安心して歩ける
- ⑧友達と会い、遊べる
- ⑨植物や動物のための緑のスペースをもてる
- ⑩汚染されていない環境で暮らせる
- ⑪文化的・社会的イベントに参加できる
- ⑫民族的出身、人種、所得、ジェンダー※2、障害にかかわらず、すべてのサービスにアクセスできる平等な市民でいられる

（子どもの権利条約総合研究所のホームページ（<https://npocrc.org/data/>）からの引用）

※1自分だけが利益をえるために、他人を利用したり、不公平に扱ったりすること。

※2「男の子らしさ」「女の子らしさ」、「男子の役割」「女子の役割」など、社会によって作り上げられた性別に関するイメージのこと。



× 毛





ながれやまし けいかく
流山市こども計画

～こども・わかもの若者と一しょのまちづくり～

『こどもまんなか にこにこプラン』

～こどもばん版～

れいわ ねん がつはっこう
令和7年3月発行

といあわ さき ながれやまし こ かていぶ こ かていか
問合せ先：流山市子ども家庭部子ども家庭課

でんわ
電話：04-7150-6082

メール：kosodate@city.nagareyama.chiba.jp